

空き店舗等活用事業助成金

●**交付対象** ①②すべてに該当する方

- ①令和3年3月31日までに店舗の賃貸借契約を交わし開業された方
- ②世帯が町税等を滞納していないこと

●**助成金の額**

当該年度に支払うことが確定した賃貸借料の半額
(限度額20,000円/月)×3年間(36ヵ月)

- ・空き店舗活用等に活用するための店舗(駐車場含む)の賃借料を助成します。
- ・敷金及び礼金は含まれません。・年度末に1年分を支払います。
- ・助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。



●**申請期間**

令和3年3月31日まで

●**申請に必要な書類** *申請書類は営業開始前までに提出をお願いします。*

	必要書類	備考
1	履歴書	申請者が個人の場合
2	定款及び登記事項証明書または規約等	申請者が法人その他の団体である場合
3	賃貸借契約書の写し	
4	納税証明書(未納がない証明)	南関町役場(税務住民課)または居住している市役所等

納税証明書について...

- ・申請者分のみが必要になります。
- ・他市町村に「未納がない証明」がない場合は、未納がないことがわかる証明(未納額が0と記載されているもの等)でも構いません。

●**請求に必要な書類** 年度末に請求書一式を送付します。

	必要書類	備考
1	支払を証明できるものの写し(領収書等)	
2	店舗写真(内部・外部)	2~3枚程度で可
3	営業に関する実績報告書	

●**その他**

- ・店舗契約等の諸手続は事業者と店舗所有者で行ってください。

下記に該当する場合には、助成金を返還していただくことになります。

- 交付対象の要件に該当しなくなった場合
- 虚偽の申請、その他不正行為があった場合 など

●**問合せ**

南関町役場 まちづくり課 まちづくり推進係
熊本県玉名郡南関町関町1316番地
TEL0968-57-8501(直通)